

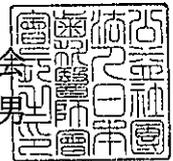


参考資料

日歯発第 1090 号
平成 25 年 9 月 11 日
(医療管理・情報管理課扱い)

厚生労働省
医政局長 原 徳 壽 様

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 大久保 満男



歯科用アマルガムの使用に関する見解について

平素より本会会務の運営に特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について、本会の見解を別添のとおり取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

歯科用アマルガムの使用に関する見解

平成 25 年 9 月 11 日

公益社団法人 日本歯科医師会

人体に有害な水銀の市場取引や環境への排出等を包括的に規制する「水銀に関する水俣条約」が、平成 25 年 10 月に採択される見通しである。本条約が発効されることにより、水銀の輸出や含有製品の販売が原則的に禁止されることになる。

日本歯科医師会としても、今般の条約締結に至る経緯等を踏まえて、積極的にその対応に取り組んでいくこととする。

本会は平成 25 年 7 月、「アマルガムの使用削減の在り方検討会」を設置し、検討を行い、下記の通り意見をとりまとめた。

記

- 我が国は、様々な歯冠修復材料に恵まれており、今後は、水銀汚染対策の観点から、歯科用アマルガムの廃絶に向けて取り組んでいく。
- 歯科用アマルガムは、これまで理工学的性質等に優れた修復材料と考えられており、口腔内に填塞されたアマルガム修復物は安定していることから、う蝕の再発等が確認されない限り、原則として除去すべきものではない。
- ただし、口腔内に填塞されたアマルガム修復物の除去が必要と判断される場合もあることから、環境への影響等を最小限にする適切な除去・回収方法等について、早急に検討を行うべきである。
- なお、今後共、歯冠修復の必要性を最小限にすることを目的として、「健康日本 21（第 2 次）」ならびに「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」等を踏まえ、引き続き、国民のう蝕予防等を進めていく。